

2013年2月8日入手 新規公開部分表 *太字の部分は既に公開済み分と説明
 これまで完全不開示だったファイルは、ここに書き出しません。実物をご参照願います。

文書 番号	公開 番号	ファ イル 番号	頁	墨塗りが開いた内容												
68	10	3次 2201	7	、日韓併合条約を無いものとするに異存なき旨を述べ、												
〃	〃	〃	15	<p>在外会社の在日財産(大蔵省の概算では約 80 億円)を加算するとその総額は 237 億円となる。</p> <p>但し右計数には、戦死戦傷韓国人軍人軍属、徴用者に対する弔慰金等(別表中の 4、5、6 の項目)と地金(約 250 屯と称せられている)が除かれているほか正式提示を留保する項目(恩給等雑多な項目)としてあげられている総額約 140 億円も含んでいない。</p>												
〃	〃	〃	20	<p>(ロ)これに対しわが方が韓国に対する請求額として大蔵省が試算しているところは次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1、在韓(企業及び個人)財産推定額(注)</td> <td style="text-align: right;">9,983,819,000 円</td> </tr> <tr> <td>2、予金部関係</td> <td style="text-align: right;">946,177,000 円</td> </tr> <tr> <td>3、郵政省関係</td> <td style="text-align: right;">574,239,000 円</td> </tr> <tr> <td>4、事業公債未償還額</td> <td style="text-align: right;">2,500,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>5、鮮銀券</td> <td style="text-align: right;">2,174,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">13,806,409,000 円</td> </tr> </table> <p>(注) わが方調査による全鮮日本総財産は 710 億円と推定されるが、南鮮、北鮮の所在財産の割合を四対六と推定し、在南鮮(40%)総財産を算出し、更に朝鮮動乱による損失を 65%と見込み算出したものである。</p>	1、在韓(企業及び個人)財産推定額(注)	9,983,819,000 円	2、予金部関係	946,177,000 円	3、郵政省関係	574,239,000 円	4、事業公債未償還額	2,500,000,000 円	5、鮮銀券	2,174,000 円	計	13,806,409,000 円
1、在韓(企業及び個人)財産推定額(注)	9,983,819,000 円															
2、予金部関係	946,177,000 円															
3、郵政省関係	574,239,000 円															
4、事業公債未償還額	2,500,000,000 円															
5、鮮銀券	2,174,000 円															
計	13,806,409,000 円															
〃	〃	〃	23	<p>かつわが方法理論は、厩大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なもので、元来立論にも無理があるのを免れないので、米務省の見解をまつまでもなく、いずれは撤回する要があると考えられ、すでに客年春の非公式会談において谷大使より、韓国側の態度いかんでは請求権を放棄してもよい旨示唆するところがあった。</p>												
〃	〃	〃	24	<p>未払給与のようなものについて支払う用意ある旨を示して請求権の相互放棄を提案したが、</p>												
〃	〃	〃	25	<p>(一)日本側が支払うべき用意ある特定のものとして韓国側に提案する項目</p> <p>(1)引揚韓国人の税関預り金</p> <p>(2) 軍人、軍属及び政府関係徴用労務者に対する未払給与</p> <p>(3)戦傷病戦没軍人、軍属に対する弔慰金、年金</p> <p>(4)一般徴用労務者のうち負傷者、死者に対する弔慰金</p>												

				(5) 未払恩給 (6)閉鎖機関及び在外会社の整理財産のうち、韓国人名義で供託され又将来供託されるもの
〃	〃	〃	26	右外務省提案に対し大蔵省はとりあえず韓国側に支払可能の項目として前記(一)のうち(1) (2)(3)及び帰国朝鮮人労務者に対する未払賃金をあげてきていた。 しかしながら右項目を合計するも金額的には四億円に達せず 到底韓国側を満足せしめるとは思えない 。従って韓国側との会談を妥結せしめるためにはさらにある程度の持出しを覚悟せねばならぬと考えられる
〃	〃	〃	69	が、アシカの数が減少した現在経済的には余り大きな意義を有しないと見られる。
76	11	3 次 2201	21	前記請求額として大蔵省が試算したところは資料 13.のとおりである。
〃	〃	〃	25	また、請求権問題に関する従来のわが方法理論は、本来、厩大と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なもので、立論にも無理があるのを免れなかったので、
481	12	6 次 826	27	但し、恩給、未払給与等特別のものについては右にかかわらず支払う。 文書番号 77 となっている表示は間違い
〃	〃	〃	31	未払給与、恩給等特殊なものを支払い、又、
〃	〃	〃	61	その権利の行使が妨げられているとき、これを回復する措置を講ずすものとする。 (二)前項の権利が国又はその国民の責任において侵害されているときは、その国又は国民は、それぞれ、これが現状回復又は損害の補償の責を負うものとする。
〃	〃	〃	141 ～ 143	完全不開示だった 1953.5.23 の備忘録 4 頁分、添付資料 1
〃	〃	〃	144 ～ 148	数字が不開示だった 1953.5.28 の備忘録 5 頁分、添付資料 2 今回初めて公開。ただし韓国側は既に 2005 年に公開していて中身は確認済み。
〃	〃	〃	171	It is further to be understood that the Japanese Government is prepared to make payment of particular nature such as pensions, unpaid salaries, and others of similar category due to Koreans.
96	15	3 次 2260	2	調査に膨大な費用が必要となり、また北朝鮮関係のものなどの問題をひきおこし、厄介なことになるのは自分も承知していると答えた。

〃	〃	〃	10	8項目の中には韓国に支払った後、南北鮮統一が実現したら、その請求権はどうなるかというような複雑な問題のあるものもある。従ってそのような複雑な問題を伴わない 比較的とり上げやすい項目 から												
374	17	5次 804	12	日本有価証券調書、最後に添付												
〃	〃	〃	13、 14	1946年4月22日と1947年11月14日の日銀券焼却金額。韓国側で公開済みなので、ここでは省略												
〃	〃	〃	15	1947.9.25 日銀券焼却金額、1,200,000,000won.												
〃	〃	〃	17	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1.日本銀行券等焼却額</td> <td style="text-align: right;">1,517,051,030.98</td> </tr> <tr> <td>2.日本銀行券現在保有額</td> <td style="text-align: right;">6,442,831.00</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3.朝鮮動乱中の焼却</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">日本政府紙幣</td> <td style="text-align: right;">1,781,538.50</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">日本銀行小額紙幣</td> <td style="text-align: right;">218,301.65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,525,493,702.13</td> </tr> </table>	1.日本銀行券等焼却額	1,517,051,030.98	2.日本銀行券現在保有額	6,442,831.00	3.朝鮮動乱中の焼却		日本政府紙幣	1,781,538.50	日本銀行小額紙幣	218,301.65	合計	1,525,493,702.13
1.日本銀行券等焼却額	1,517,051,030.98															
2.日本銀行券現在保有額	6,442,831.00															
3.朝鮮動乱中の焼却																
日本政府紙幣	1,781,538.50															
日本銀行小額紙幣	218,301.65															
合計	1,525,493,702.13															
〃	〃	〃	20	被徴用者数、既に3次訴訟判決文で公開済みなので、ここでは省略												
〃	〃	〃	23	帰国時に日銀券と交換に交付した鮮銀券の数字。1949年6月30日付で大蔵省がGHQに報告した ¥48,714,690. の内訳												
〃	〃	〃	26	朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表、3次訴訟判決文で公開済みなので省略												
375	18	〃	8～9	<p>本件金額として同額237百万円を報告しているが、同書簡4項Cにおいて労働省所管の未収金として総額10,843,254円53銭を計上、その内訳として次のとおり記している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">俸給および手当(供託済)</td> <td style="text-align: right;">4,582,401円54</td> </tr> <tr> <td>郵便貯金</td> <td style="text-align: right;">9,450,428円03</td> </tr> <tr> <td>銀行預金</td> <td style="text-align: right;">13,465円49</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">55,448円57</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">96,741,510円90</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">110,843,254円53</td> </tr> </table>	俸給および手当(供託済)	4,582,401円54	郵便貯金	9,450,428円03	銀行預金	13,465円49	有価証券	55,448円57	未払金	96,741,510円90	計	110,843,254円53
俸給および手当(供託済)	4,582,401円54															
郵便貯金	9,450,428円03															
銀行預金	13,465円49															
有価証券	55,448円57															
未払金	96,741,510円90															
計	110,843,254円53															
376	19	〃	17	(日本側としては主として郵便貯金、恩給、徴用者の未収賃金の支払を考慮することになるものと考えている)。												
〃	〃	〃	23～ 24 左上	<p>韓国人預入残高を確認のうえその支払を考慮するが、その金額は下記のとおり、推算する。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">郵便貯金韓国人分</td> <td style="text-align: right;">154百万円</td> </tr> <tr> <td>振替貯金 〃</td> <td style="text-align: right;">103 〃</td> </tr> <tr> <td>郵便為替 〃</td> <td style="text-align: right;">?</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">258百万円</td> </tr> </table>	郵便貯金韓国人分	154百万円	振替貯金 〃	103 〃	郵便為替 〃	?	計	258百万円				
郵便貯金韓国人分	154百万円															
振替貯金 〃	103 〃															
郵便為替 〃	?															
計	258百万円															

				<p>㊦① 上記積算は、何れも 9 月 15 日残高推計に対し、推定日本人残高を控除し、これに南北鮮人口比(70 対 30)を乗じている。</p> <p>② 上記に対し 36 年 9 月現在までの利息は 196 百万円(年 3.6%)</p>								
”	”	”	24 右頁	<p>韓国人個人の契約者に支払うに当たり、朝鮮限りの特別会計があつた点を考慮して、同会計から預金部に吸い上げた金額のうち、韓国人(南鮮のみ)に対応する部分の返還を考慮するが、その金額は下のとおり。</p> <p>(67 百万円)</p> <p>㊦① 日本側の預入金残高 124 百万円(45 年 11 月末現在)に、日韓比(簡保は 2 対 8、年金は 7 対 3)を乗じ、更に南北鮮人口比(70 対 30)を乗じて推定</p> <p>②36 年 9 月現在までの利息は 12 百万円(年利 1%)</p> <p>③本文と同様論法でいけば後述要綱 5 の日本有価証券のうち、簡保年金会計が購入した登録国債について、その韓国人分の返還も考慮すべきか。</p>								
”	”	”	27	<p>④ 日本側留保の金額は次のとおり</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">7.80 百万円</td> </tr> <tr> <td>株式額面</td> <td style="text-align: right;"><u>31.96(71 千株)</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">39.76 百万円</td> </tr> </table>	預金	7.80 百万円	株式額面	<u>31.96(71 千株)</u>	計	39.76 百万円		
預金	7.80 百万円											
株式額面	<u>31.96(71 千株)</u>											
計	39.76 百万円											
”	”	”	29 左上	<p>㊦もつとも、朝鮮簡保特別会計の資産運用によるものであるから、韓国人加入者に相応する分は返還すべきであるとの韓国側主張があつた場合は、あるいは、要綱 2 の簡保預入金と同様に考慮すべきか。</p>								
”	”	”	29 左 下 ~ 右	<p>2 上記原則により推定できるものは、</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>登録国債</td> <td style="text-align: right;">14 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他国債</td> <td style="text-align: right;">109 ”</td> </tr> <tr> <td>その他証券</td> <td style="text-align: right;">105 ”</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">228 百万円</td> </tr> </table> <p>㊦① 上記金額は、韓国側に未提示(37.2.20 現在)</p> <p>② 登録国債は、朝鮮を支払地とする登録国債 23 百万円から、逓信局保有 17 百万円中の日本人分(17×20%)を差引いた残額に南北鮮比(70%)を乗じて算定。</p> <p>その他国債は、昭 23 大蔵省管理局調 156 百万円に南北鮮比(70%)を乗じて算定。</p> <p>その他証券は、勸銀調推定 158 百万円(社債を含まず)から、逓信局分 8 百万円(民間からの買上分)を差引いた残額に南北鮮比(70%)を乗じて算定。</p>	登録国債	14 百万円	その他国債	109 ”	その他証券	105 ”	計	228 百万円
登録国債	14 百万円											
その他国債	109 ”											
その他証券	105 ”											
計	228 百万円											

				<p>③ 上記額面に対する 36 年 9 月までの利子は、146 百万円(年 4%)</p> <p>④ 外務省積算</p> <p>韓国側の主張する現物は社債を除きすべて支払う立前で積算している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">日本国債</td> <td style="text-align: right;">340 百万円</td> </tr> <tr> <td>食糧証券</td> <td style="text-align: right;">152 〃</td> </tr> <tr> <td>日本貯蓄券</td> <td style="text-align: right;">19 〃</td> </tr> <tr> <td>政府保証社債</td> <td style="text-align: right;">1 〃</td> </tr> <tr> <td>貯蓄、報国債権</td> <td style="text-align: right;">4 〃</td> </tr> <tr> <td>その他証券</td> <td style="text-align: right;"><u>92 〃</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">608 (利息 389) 百万円</td> </tr> </table>	日本国債	340 百万円	食糧証券	152 〃	日本貯蓄券	19 〃	政府保証社債	1 〃	貯蓄、報国債権	4 〃	その他証券	<u>92 〃</u>	計	608 (利息 389) 百万円
日本国債	340 百万円																	
食糧証券	152 〃																	
日本貯蓄券	19 〃																	
政府保証社債	1 〃																	
貯蓄、報国債権	4 〃																	
その他証券	<u>92 〃</u>																	
計	608 (利息 389) 百万円																	
〃	〃	〃	30 中	日銀券、政府紙幣で流通過程にあったものは考慮する。														
〃	〃	〃	30 左 下 ~ 右上	<p>日本側試算は次のとおり。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">日銀券、政府紙幣(焼却分から寄託分控除)</td> <td style="text-align: right;">1,511 百万円</td> </tr> <tr> <td>〃 (現物 - 韓国側数字)</td> <td style="text-align: right;"><u>6 〃</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,517 〃</td> </tr> </table> <p>㊟ 外務省積算は下の通り</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">焼却日銀券</td> <td style="text-align: right;">1,491 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他現物等</td> <td style="text-align: right;"><u>30 〃</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">1,522 〃</td> </tr> </table>	日銀券、政府紙幣(焼却分から寄託分控除)	1,511 百万円	〃 (現物 - 韓国側数字)	<u>6 〃</u>		1,517 〃	焼却日銀券	1,491 百万円	その他現物等	<u>30 〃</u>		1,522 〃		
日銀券、政府紙幣(焼却分から寄託分控除)	1,511 百万円																	
〃 (現物 - 韓国側数字)	<u>6 〃</u>																	
	1,517 〃																	
焼却日銀券	1,491 百万円																	
その他現物等	<u>30 〃</u>																	
	1,522 〃																	
〃	〃	〃	30 右 下 ~ 31 左 上	<p>1. 上記司令部書簡は、日本政府の報告数字をとっているが、重複部分があり、ネット 143 百万円(大部分が軍人軍属)で、うち朝連等に支払った分 3 百万円は控除の必要がある。</p> <p>2. 南北鮮比率 70%を用いれば日本側積算としては、98 百万円となる。</p> <p>㊟① 上記の 36 年 9 月までの利息 38 百万円(24%)</p> <p>② 本文数字は、未提示(37 年 2 月 17 日現在)</p> <p>③ 外務省積算</p> <p style="text-align: center;">(143 ÷ 3) × 95%(徴用労務者の 95%が南鮮)出身とみる</p>														
〃	〃	〃	31 右 下 ~ 32 左 上	<p>㊟①しかし、終戦時の現在員に対して日本への引揚者同様の趣旨で何等かの援護措置を行うとすれば、引揚者給付金をもって便宜これに代えるのも一方法であろう。</p> <p>しかる場合の積算は、 2,248 百万円</p> <p>その根拠は、</p> <p>365 千人(当時の非公式記録の鮮人労務者) × 二分之一(朝鮮帰還率推定) × 17.6 千円(給付金 20 才~50 才実績平均) × 70%(南鮮人分)</p>														

				<p>② 外務省試算 10,184 百万円</p> <p>一般労務者 6,940 (365 千人×20 千円×95%)</p> <p>復員軍人軍属 2,700 (192 千人×20 千円×70%)</p> <p>死亡軍属 544 (15.5 千人×5 万円×70%)</p>																																										
〃	〃	〃	32 右下～ 33 右上	<p>① 既裁定に限定せず(終戦時未裁定を含む)</p> <p>② 国庫負担分のみ</p> <p>③ 平和条約発効時までを考慮する。</p> <p>(付) 軍人については、日本内地における軍人恩給の適用状況に応じて考慮し、軍属については、未復員者給与法を適用するほかないが、後者は、厳密には、未収金の中に含まれていると観念せざるを得ない(ちなみに未収金は昭和 28 年までに供託は一応終り、当時すでに未復員者給与法は施行されていた)</p> <p>2. 日本側積算</p> <p>国庫負担の平和条約発効時まで</p> <p>既裁定分 284 百万円</p> <p>未裁定分 <u>280</u> 〃</p> <p>564 〃</p> <p>㊟①恩給局調による恩給試算下のとおり(平和条約発効時まで)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">国庫支弁</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">地方費支弁</th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">既裁定</th> <th style="text-align: left;">恩給局長裁定</th> <th style="text-align: left;">総督知事裁定</th> <th colspan="2"></th> <th></th> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">文官・・・</th> <th style="text-align: left;">百万円</th> <th style="text-align: left;">人</th> <th style="text-align: left;">百万円</th> <th style="text-align: left;">人</th> <th style="text-align: left;">百万円 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">144</td> <td style="text-align: right;">(2,228)</td> <td style="text-align: right;">261</td> <td style="text-align: right;">(5,632)</td> <td style="text-align: right;">22 (540)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">軍人・・・0.152 (176)人</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">未裁定</th> <th style="text-align: left;">文官・・・</th> <th style="text-align: left;">百万円</th> <th style="text-align: left;">(9,132)</th> <th style="text-align: left;">人</th> <th style="text-align: left;">13 百万円 (349) 人</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">軍人・・・1,259(5,485)人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(南北鮮区分なし、内地居住韓人含む)</p> <p>② 本文試算にあたっては、上表のうち国庫支弁の 70%をもつて計算した。利息は 338 百万円(年利 5%)なお、韓国側には、上表①の国庫支弁既裁定分(内地居住者を含み、南北鮮の区分なし)を提示済み</p> <p>③外務省積算</p> <p>方針 1)終戦時未裁定分を含む(上記本文と同じ)</p> <p>2) 地方費支弁を含む</p> <p>3)失権時(平均昭和 66 年まで)を支給期間とする</p>			国庫支弁		地方費支弁		既裁定	恩給局長裁定	総督知事裁定				文官・・・	百万円	人	百万円	人	百万円 人		144	(2,228)	261	(5,632)	22 (540)		軍人・・・0.152 (176)人					未裁定	文官・・・	百万円	(9,132)	人	13 百万円 (349) 人		軍人・・・1,259(5,485)人				
		国庫支弁		地方費支弁																																										
既裁定	恩給局長裁定	総督知事裁定																																												
文官・・・	百万円	人	百万円	人	百万円 人																																									
	144	(2,228)	261	(5,632)	22 (540)																																									
	軍人・・・0.152 (176)人																																													
未裁定	文官・・・	百万円	(9,132)	人	13 百万円 (349) 人																																									
	軍人・・・1,259(5,485)人																																													

				○外務省は上記資料中で、外務、大蔵両案について次のように示し、大蔵案約 1,000 万ドル(補償金の計算を入れていない)、外務案約 1 億ドルとしている。
〃	〃	〃	40	韓国請求権の処置として一応説明のつく金額の査定、最後に添付
〃	〃	〃	56	㊟(備考)在鮮財産推定額(南北鮮の合計である。) (引揚者数 661,592 人) 個人財産 19,205 百万円 企業財産 52,107 〃 国有財産 19,265 〃 計 90,577 〃
517	21	6 次 829	26	と述べた上、(i)はっきりした個人債務のようなものは請求権として解決し、いわゆる一般的請求権は無償経済援助とするか、もしくは、(ii)すべてを無償経済援助とするか、二つの解決方法がありその他に、一般の経済援助(その中には、政府借款と民間ベースのものもあり、民間ベースの中には、更に純民間ベースのもの、政府が輸銀の資金面で面倒をみるものとある)があるわけであると説明した。
〃	〃	〃	31 ~ 32	一試案としては、無償経済援助を年 5000 万ドル 5 年間継続、計 6 億 5000 万ドル、請求権に基づく債務 5000 万ドル、合計 3 億ドルと、その他に有償経済援助のため年 5000 万ドルの資金の枠を用意し、これらを合せて年 1 億ドルだということにする位がよいところではないだろうか。(次の 3 行依然墨塗り)(下の 2 行もやはり墨塗り)(33 頁の上も)
525	22	5 次 1104	53,5 4	既に公開されている 1953.5.28 の備忘録
526	23	〃	89	「在朝鮮本邦在外資産 (1945 年 8 月現在) 英文 1 頁、添付資料 7
533	24	5 次 1104	14	また、相殺するとしても、日本が法律的に支払義務のあるようなもの、例えば未払給与金の如きものは支払う用意がある旨を述べた。
〃	〃	〃	62	大蔵省の計算によれば最大限 1,500 万ドルとのことである。しかも、この 1,500 万ドルでも、
〃	〃	〃	70	5 億ドルくらい
〃	〃	〃	74	(ii)請求権の「金額」 種々討議の結果、(i)無償供与は 3 億ドル、期間 10 年、(ii)借款は 2 億ドル、10 年間に供与、利率 3.5 パーセント、返済期間 20 年、7 年据置、(iii)純然たるコマーシャル・ベースのクレジット 1 億ドル以上(これは請求権の話がまとまり次第直ちに実行する)、という内容を努力目標とし、それぞれ池田総理および朴議長の裁断を仰ぐこととした。(上記内容をお互い

				にメモとして交換した。)
650	25	6 次 858	2	7 千万ドル 7 千万ドル
〃	〃	〃	3	1,500 万ドルとのことである。しかも、この 1,500 万ドルでも、例えば恩給の既裁定分すら受給者のその後の変動については完全に推定によらざるをえず、
〃	〃	〃	6	7,000 万ドル
〃	〃	〃	7	、無償援助との 2 本立てということで可能なので、外務省の数字もずつと小さくなる次第である。
〃	〃	〃	8	出来ないわけではないが、
〃	〃	〃	8~9	先程、北鮮分についていつたことは法律論であつて、実際とれるかどうかの議論ではない。
〃	〃	〃	9	しかも、無償援助は偶然出てきたものではなく、韓国側からみれば請求権の解決だということは明瞭である。
〃	〃	〃	10	請求権 1 本ならば、法的根拠も十分でなく、証拠も不十分なものでもあまりやかましくいわないで常識的に考えて処理できる。(例えば、恩給法上受給権者は日本人だけだが、日本国籍を喪失した後の韓国人にも支払おうという考えもできる)しかし、2 本立てとなると、請求権ははつきりしたものに局限せざるをえなくなる。
〃	〃	〃	20	数千万ドル
〃	〃	〃	21	数千万ドル
〃	〃	〃	22	数千万ドル
〃	〃	〃	24	数千万ドル
〃	〃	〃	31	7 千万ドル 7 千万ドル
〃	〃	〃	32	従来の倍以上
〃	〃	〃	39	数千万ドル
〃	〃	〃	46 ~ 47	ことにより、請求権の代りに受領したということは明らかになる筈であると述べた。 (3)伊関局長より、韓国側として日本側提案をうけられないならば、むしろはつきり請求権と無償援助に分けた方がいい。ただしその場合の請求権ははつきりと証拠書類の整うものに限らざるをえない。そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。
〃	〃	〃	71	0.8 億ドル上がっただけで、 0.7 億ドル

〃	〃	〃	72	0.7 億ドルに 1 億ドル足した数字
652	26	6 次 858	5	7,000 万ドル
〃	〃	〃	7	(2 行依然墨塗りの後)むしろ、調停期間中に双方で受諾可能な案を作り、これを調停の結果だということにして受諾するというやり方などもありうると思う。
〃	〃	〃	23	国交正常化後たとえば 1 年間日韓双方が合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しないときは、(2)
〃	〃	〃	29	(28 と 29 頁に依然墨塗りあり)調停等で解決しない場合は最終的には
718	28	6 次 1135	3	(但し、法的地位問題をとりあげるのは、政治折衝が後記 3.の請求権問題だけについて行われるとの非難を避けるための政治的考慮に基づくものであり、本問題だけにつき早急に結論を出す意図ではない。) 以下 5 頁請求権問題について重要なので、添付資料 8 として付ける。
〃	〃	〃	11	4.経済協力問題 長期低利(償還期限 20 年、うち据置 5 年、金利 4 パーセント、輸銀および基金の共同融資)の経済協力 2 億ドルを最終案とし、さし当り 1.5 億ドルからきり出すこととする。対象プロジェクトとしては、現在韓国政府が最優先的にとりあげている(i)発電、(ii)交通、通信、港湾、(iii)鉱山、(iv)セメント、肥料、(v)石油精製のうちから適当なものを選択するものとする。以下 2 頁、竹島問題に関しては依然不開示のまま
〃	〃	〃	26, 27	のに対し、日本側はそれには絶対に応じられないとの態度をとっている。韓国側が国籍の確認条項をどこまで固執するかはわからないが、日本側としては、従来より国会等において、朝鮮半島の北半部に同地域を事実上支配している当局があることを念頭において交渉していると説明してきた経緯もあるので、この韓国側要求に応ずるとすれば、国内的に非常な困難に直面することは必至である。
〃	〃	〃	32	30～31 頁依然墨塗りの後、1 億ドル、7～8000 万ドル、7000 万ドル
720	29	〃	16,2 6	4.以下非公式発言ということで、9 時 35 分まで次のような応酬が行われた。この 2 行だけ開示され、続きと以下 9 頁は墨塗りと不開示のまま。ふざけた話だ!!
721	30	〃	2	ただ恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えて居て、財政事務当局の考え方と違ったゆとりのある考え方をしていると述べておいた。
〃	〃	〃	2	普通の経済協力と違うのだから、
〃	〃	〃	3	請求権については、日本側としてゆとりのある考え方を取ることにより、請求権と無償援助とが重なり合ったような考えで、これと経済協力の二本立て

				を考えている。
〃	〃	〃	7～8	ただ恩給等については日本人と同じ扱いをしようと考えて居て、財政事務当局の考え方と違ったゆとりのある考え方をしてしていると述べておいた。
〃	〃	〃	8	普通の経済協力と違うのだから、
〃	〃	〃	8	日本側としてゆとりのある考え方を取ることににより、請求権と無償援助とが重なり合ったような考えで、これと経済協力の二本立てを考えている。
729	31	6次 1136	7	日本側としては、大平・金了解とは無償、有償の経済協力の供与により
971	32	5次 1088	3	しかし、後記3.でのべるとおり、平和条約第21条の受益国としての朝鮮として第4条を援用しうるのは国連決議により認められた同法政府により代表される大韓民国に限られており、北鮮当局は第4条を含む平和条約のいかなる規定からも受益を主張しうる立場にない。
〃	〃	〃	8～9	究極的には請求権の処理として2億ドル、いわゆる経済協力として2億ドル、計4億ドル程度にて収拾するのが妥当であろうと考えられるが、朴議長との会談においては、下記のラインにより大体三億ドル位、上記2億ドル+2億ドル計4億ドルに落ち着させることを目途として、まずつぎの考え方を切出すものとの数字を示す事といたしたい。
〃	〃	〃	10	1億5000万ドル 億5000万ドルが充分根拠ありと認められた場合はよいが、説明困難の場合にはその部分だけは無償経済援助とすることもあり得る。 540億(1.5億ドル)の借款
〃	〃	〃	12	5千万ドル、請求権プラス1億弗、1億、5千万弗
〃	〃	〃	13	請求権プラス 5千万ドルくらい(もしくは
〃	〃	〃	17	究極的には、請求権の処理(無償経済援助を含む)として2億ドル、いわゆる経済協力として2億ドル、計4億ドル程度にて収拾するのが妥当であろうと考えられるが、朴議長との会談においては、下記のラインにより、大体3億ドル位の数字を示すことといたしたい。
〃	〃	〃	18	適当な額としては無償援助を含めて大体1億5千万ドル程度の金額を妥当なりと考える。 (即ち事務的検討の結果、1億5千万ドルが十分根拠ありと認められた場合はよいが、説明困難の場合には、その部分だけは無償経済援助とすることを考えたい。)
〃	〃	〃	18～ 19	540億円(1億5千万ドル)の借款

〃	〃	〃	19	5000 万ドル
〃	〃	〃	23	究極的には、請求権の処理(無償経済援助を含む)として 2 億ドル、いわゆる経済協力として 2 億ドル、計 4 億ドル程度にて収拾するのが妥当であろうと考えられるが、朴議長との会談においては、下記のラインにより、大体 3 億ドル位の数字を示すことといたしたい。
〃	〃	〃	24	適当な各国による無償援助を含めて大体 1 億 5 千万ドル程度の金額を妥当なりと考える。 (すなわち事務的検討の結果、1 億 5 千万ドルが十分根拠ありと認められた場合はよいが、説明困難の場合には、その部分だけは無償経済援助を考えたい。)
〃	〃	〃	25	540 億円(1 億 5 千万ドル)
〃	〃	〃	26	5 千万ドル
〃	〃	〃	46	これを経済協力により補う
〃	〃	〃	46 ~ 47	この点で意見が一致した。(もちろん、双方の数字が一致するか、戦後のインフレをどう考えるかなどの問題は残っている。)
〃	〃	〃	49	が、結局個人請求権だけを拂うようになった
〃	〃	〃	53	総理より、個人の請求権については日本人並みに取扱うという原則をもって、支払う用意があると述べ、結局、この線にそって今後請求権委員会における事務的検討を急ぐことに意見の一致をみた。 (2) 次いで、経済協力の問題に関し、総理より、日本側が請求権として支払うものだけでは、いずれにせよ、韓国の経済復興には不十分と思われ、
1126	34	6 次 1168	64	その際、後宮アジア局長は「吉田元総理は最近も韓国大使に対し日本の朝鮮統治の貢献を語っておられるほどであるから、もっとも不適當な人選である」と答えた。
〃	〃	〃	73	さりとして「8」対「2」や「9」対「1」のバーゲンでは、日本側でも国会や世論の支持が得られないので、せいぜい「7」対「3」のかねあい程度とならざるを得ない。
〃	〃	〃	85	北鮮との人的往来問題については総理の御感触は pro 韓国的であり、『経済的に北鮮の方が優位にある現在、日本として北鮮にそれほど手をかしてやる必要はない』との御意向が示され、北鮮貿易関係者の本邦入国は少くともオリンピック終了まで認めないよとの御指示が下された。同じく政経分離といっても、北鮮と中共とを同列に論ずる要なく、北鮮については中共よりもより厳しい措置がとられて然るべきであるとの方向が示された。

1128	35	6次 1168	74～ 75	<p>業界の計算では約72億円</p> <p>しかし右の案は、国内補償を伴うため大蔵側の強い反対あり、むしろこの問題は日韓交渉成立後も棚上げして置くことを選びたい意向である。この案は国内補償を伴わぬ利点あるも、被だ捕者は半永久的に何等の救済を得られない結果となる。また、従来の国会答弁の趣旨(懸案一括解決に含める)とも異なる結果となる。</p>
1166	36	5次 1005	36～ 37	<p>後宮局長より、今後の交渉のやり方として、例えば「12カイリはイエスカノーカ」という形ではなかなか話をまとめるににくいので、昨秋請求権の金額につき話合った時のように、「12カイリがイエスならプラス・アルファをつける」とか「これだけの条件が満たされれば12カイリにイエスである」とか、また、「退去強制の範囲をこれだけにしよれば永住権はここまで認める」とかの、いわば条件付訓令をお互いに出し合うのがよいと思うと述べたのに対し、斐代表は、自分の方もそのようなラインで考えている旨述べた。</p>
1217	38	6次 1153	21	<p>吉岡副主査より、日本側供託金は軍人軍属を含み1億円位であるが、金額について必ずしも自信がないと述べた。</p>
1218	39	〃	15	<p>ト部副主査より、軍令33号に全く関係のない韓国人の請求の場合はあるいはよいのかもしれないが、軍令に関係のある場合おかしなことになると思うと述べ、</p>
1220	40	〃	3	<p>日本系通貨の項の「流通過程になかった日銀券、日本政府紙幣」というのは、日銀の帳簿によると、日銀が鮮銀にあづけたものであり、これは物理的所在を移したに過ぎないもので単なる紙切れであるから、このようなものに対しては韓国側の請求に応じ難いということである。(これに対し、李委員は、未発行券はなかつたはずであると述べた。)</p>
〃	〃	〃	3～4	<p>寄託金関係の金額調整はおつて行なうことになるだろうが、双方の数字にそう大きな違いはないように認められる。</p> <p>(二) 寄託金関係で、朝連に寄託した分の処分代金の数字は現在もっていないが、これは一応国庫に納まつたものである。しかし在日韓国人の生活保護費として日本政府が支出した金額は、これにくらべればはるかに多額である。</p>
〃	〃	〃	6	<p>、日本国籍を有していた間の増加恩給以外は</p>
〃	〃	〃	11	<p>この請求については、日本側としては証券の種類、所有者の違いに応じて償還の義務の有無が別れてくると考えている。すなわち、</p>
〃	〃	〃	13～ 14	<p>その他の法人、個人の所有するものについては、所有者名等事実をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えであるが、所有者名、金額等についての事実関係の究明は非常に困難な仕事になるであろう。</p>

				<p>2.現物分</p> <p>現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。</p>
〃	〃	〃	16	<p>その他については、現物呈示がなければ応じがたい。なお、</p>
〃	〃	〃	17～ 19	<p>が、前記(3)の未払金として処理されるべきものとする。</p> <p>(5) 未払恩給</p> <p>恩給支給の範囲について、日本側としては、必ずしも既裁定者に限るとの狭い態度ではないが、</p> <p>1.人員の範囲については、恩給の支払について国の負担となっていたもの(国庫支弁の分)以外は応じられない。</p> <p>2.韓国側の主張する 20 年間の支給については、まだ十分説明を聞いていないが、わが方としては国籍を有することを要件とする恩給法の建前上、平和条約発効に伴い国籍を喪失したとき以後の支給には応じられない。従って 20 年間支給の要求には応ずることができない。</p> <p>3.また、軍人軍属について付言すると、日本人の場合と同様に取扱うほかないが、</p> <p>軍人恩給復活の時期との関係よりして増加恩給のごとき特殊なものを除き、支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。</p> <p>なお、恩給関係で国庫負担のものは、一般文官、官立学校職員、刑務官、朝鮮総督府巡查、同道巡查及び公立初等学校職員であり、地方費支弁のものは、朝鮮総督府道消防手、朝鮮地方待遇職員令による職員、地方費支弁の文官、道吏員及び府吏員である。(この項吉岡副主査説明)</p>
〃	〃	〃	19	<p>税関に寄託された通貨類</p> <p>金額について調整を得た上で、考慮いたしたい。</p>
〃	〃	〃	19	<p>鮮銀券と交換した日銀券</p> <p>上記同様、金額について調整を得た上で、考慮いたしたい。</p>
1223	42	6 次 1153	15,1 6	<p>郵便貯金等現在高調書 36.11.29、添付資料 9</p>
〃	〃	〃	29～ 34	<p>郵便貯金等数字、添付資料 10</p>
〃	〃	〃	50～ 51	<p>郵便貯金払済高調書、年金預金調 1945.11.30 現在、添付資料 11</p>
1224	43	〃	3	<p>陸軍関係 143,373 人、軍人軍属について約 1 頁半は添付資料 12</p>
〃	〃	〃	4	<p>海軍関係 98 千人</p>

〃	〃	〃	5～6	98,968 人、24 万、2 万位、内地に 1 万 7 千、朝鮮に約 8 万、その他の外地に残り約 5 万
〃	〃	〃	7	増加恩給以外は、 昭和 23 年に支給額が 26 倍に増額され、27 年まで在職公務員のベースアップ率に応じて増額されている。
〃	〃	〃	13～ 16	朝鮮関係恩給計数、引揚朝鮮人からの保管物件集計表、在外閉鎖機関 添付資料 13
〃	〃	〃	19	内地に何人等、5 頁にあるのに、依然すべて墨塗りのまま
〃	〃	〃	40	被徴用者の人数等、添付資料 14
〃	〃	〃	44	大蔵省側より供託金を一括取扱っていた法務省と原所管庁である陸、海、労働の各省との間に約 6 千万円の重複があり、この点は第 2 次会談で説明してある、この外、労働省関係の分で誤があるがこれについては目下調査中であると説明した。
〃	〃	〃	49	朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する法人であつて当初 300 法人以上であつたが、その後清算の対象となる在日会社の指定を解除されたものがあり、結局朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する在日会社は 188 法人である。韓国側は、朝鮮地区に本店又は主たる事務所がある法人は 300 法人以上あるといわれるが、韓国側からそのリストを貰えれば、チェックしたい。
〃	〃	〃	50	また 30 社を越える北朝鮮地区に本店又は主たる事務所を有する法人も含まれていることに留意されたい。
〃	〃	〃	56	傷病者数の合計は 227 名
〃	〃	〃	58	海軍関係傷病者 227 人、死亡 2 万数千人
1261	44	6 次 1131	2	その一般の生活困窮化と相俟って治安上の観点から無視し得ざる集団的破壊活動に従事する傾向があつたため
〃	〃	〃	12～ 13	わが方としては、請求権は一応相互放棄としたうえで、恩給、未払給与等特別のものはこれにかかわらず先方に支払うことにより色をつけ、さらに、わが方の友好精神の証左として朝鮮美術品の若干を贈与することを考慮するというところまで考え方を進めていたわけであるが、
1298	46	5 次 1042	32	本店所在地主義ない至支配主義の間を動揺しているように思われる。
1314	53	6 次 1164	28	総督府所管の簡保、郵貯、供託事務、地方債等は韓国人の請求権に関してはいずれにしても処理消滅せしめられるものなるの部分以外、前後は墨塗りのまま

〃	〃	〃	87	総督府或いはそれ以下の道、邑の所管の簡保、供託事務、地方債等についての韓国人の請求権に関しては日本に対しては請求しえないものとなるの 部分以外、前後は墨塗りのまま
〃	〃	〃	101～ 102,1 08～ 109, 118～ 119,1	総督府所管の簡保、郵貯、供託事務、地方債等等についての韓国人の請求権に関しては日本に対しては請求しえないものとなるの 部分以外、前後は墨塗りのまま
1316 の4	54	6次 1161	39～ 40	それは宮内庁所蔵の古書(曾祢本、統監府本)を韓国に引渡すことにつき宮内庁から「もし引渡し文化財を韓国側が掠奪品の返還として韓国民に宣伝するようになると、皇室に対して申訳ないことになるので、韓国側に引渡し後の取扱い方についての保証がなければ引渡すわけには行かない」という話があったためである。
〃	〃	〃	66～ 67	韓国語訳をめぐる問題、添付資料 15
1340	55	5次 1089	2～3	竹島問題に関し、金部長より、ICJに提出すれば、かりに2、3年後であっても勝敗の別がはつきり出ることとなり、日韓国交上不適当なので、むしろ、第三国(米国を念頭においている模様)の調停に委ねることを希望する、かくすれば、当該第三国はその時期における日韓関係を考慮に入れつつ、調停の内容およびタイミングにつき弾力的に処理することができようと言った。
〃	〃	〃	5～6	第三国の調停という考え方を話し合いの議題にするかどうかも含めて、池田総理帰国後その裁断を仰ぐ必要があると言った。
〃	〃	〃	9	大平・金会談において、金部長より、ICJに提出すれば、かりに2、3年後であっても、勝敗の別がはつきり出ることとなり、日韓国交上不適当なので、むしろ第三国(米国を念頭においている模様)の調停に委ねることを希望する、かくすれば、当該第三国はその時期における日韓関係を考慮に入れつつ、調停の内容およびタイミングにつき弾力的に処理することができようと言った。
〃	〃	〃	9～ 10	ことでもあり、第三国の調停という考え方を話し合いの議題にするかどうかも含めて、
〃	〃	〃	11	個人の郵便貯金、恩給等、比較的少額なものにとどまり、
〃	〃	〃	16	竹島はそれ自体小さな島にすぎないが、
〃	〃	〃	17	最近に至り韓国側は国際司法裁判所による解決は受け入れられないが、第三国による調停なら考慮する余地がある旨述べた。

1342	56	5 次 1089	9	、国際司法裁判所と異り、拘束力のある判決を下すことのできない第三者による調停にこれを委ねることを提案するにとどまっている。これに対し日本側はさらに進んで、一定期間に調停によつて解決がもたらされない場合には最終的に国際司法裁判所に委ねることを条件に調停によることに同意する用意があると提案し
”	”	”	18	が、韓国側は、第三国による居中調停(Mediation)以上の解決策には同意できないと主張している。これに対し、日本側は、国交正常化後一定期間日韓双方の合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しない場合には国際司法裁判所に付託することを提案している。
”	”	”	36	日本側は、韓国側の希望をも考慮して、昨年 12 月、(1) 国交正常化後例えば 1 年間日韓双方の合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しない場合には、(2)本問題を国際司法裁判所に付託するとの提案を行ったのに対し、韓国側は、竹島が韓国領土であることは明白なので第三国による調停以上の解決には同意できないとしている。 また、最近に至って韓国側は、国際司法裁判所付託に同意できない理由につき、同裁判所には共産国の判事もおり、北鮮が利害関係者として裁判への参加を要求する場合それが実現するおそれもあるためである旨におわせている。
1348	57	6 次 1174	8	朝鮮内郵便貯金現在高 725,068,980 円
”	”	”	9	振替貯金 総額 85,527,589 円
”	”	”	34	韓国側一資料(対日銀行為替清算試算) 16 億
”	”	”	68	焼却日銀券の内訳が依然墨塗りなのは問題
1349	58	”	3	(1) 日本の対韓請求権は消滅していると考える。 (欄外に手書きで)既に消滅しているものを 6 年間韓国側に支援した
1356	60	”	7	純然たる個人債権はこれを容認するにとどめるべきであろう。
”	”	”	8	これらは個人ベースで現在日本人に対して適用ある戦傷病者、戦没者遺家族援護法、恩給法に規定するのと同じ保護を与えるのが妥当と思われる。
1366	66	”	3	2 億、2 億、4 億、3 億、
”	”	”	4	4 億 5 千万、4 億 5 千万
”	”	”	5	540 億円(1 億 5 千万ドル)
”	”	”	6	5 千万
1367	67	”	1	地金(249 屯)地銀(67 屯)、13 屯余、時価にして 143 百万円
”	”	”	2	受取勘定 4,475 百万円

〃	〃	〃	3	簡易保険、郵便年金 受取金 391 百万円
〃	〃	〃	11	焼却日銀券や未収金(税関預り金)の内訳が依然墨塗りなのは問題
〃	〃	〃	13	この規定にかかわらず、韓国人に対し日本人と同じ待遇を与えることが、望ましいと考えられる。(台湾人恩給請求権者に波及するが、それをもこの際踏み切るべきであろう)
1371	70	〃	4	4000 万、1 億 他は 2011 年 8 月 29 日に開示
〃	〃	〃	5	2 億、2 億
〃	〃	〃	6	輸銀、基金、基金、輸銀
1399 の 3	73	6 次 1149	38	戦略的にはなるべく李承晩政権と柳大使以下の在日代表部との攻撃を集中することが得策と考えられる。
〃	〃	〃	39～ 40	(イ)海上保安庁による警備強化及び漁船保護措置 (ロ) 海上保安庁巡視船による自衛のための実力行使(昭和 32 年 5 月の閣議決定を変更し、国際法上自衛行為として正当化される限度において、実力を行使しうることにする) (ハ)防衛庁自衛艦及び自衛隊の「警備出動」 ただし上記(ロ) (ハ)の実力行使を含みとした措置は、次第に双方の武力を背景とした対峙、時には武力衝突を招来する可能性があるから、最大限の慎重さをもって考慮する必要がある。
1408	74	6 次 1118	12	これに対し、吉田理財局次長は今後永きに亘って日本にとどまるであろう朝鮮人をいつまでも帰化させず永住権だけにとどめておくことは国内に異民族をかかえる結果となるであって、むしろなるべく帰化させ日本人になりさせる方がすっきりするのではないかとのコメントがあった。
1418	77	〃	13	私的請求権については譲るとしても、請求権を経済協力にすりかえることにつき
1426 の 1	78 の 1	6 次 1170	102	朝鮮金融組合連合会
			109	日本側は繰返し本件の個人ベースによる解決を示唆したが、
1426 の 2	78 の 2	〃	137	(無償援助と通常の経済協力の双方を含む)
			154	そこで池田総理より、個人の請求権については日本人並みに取扱うという原則をもって支払う用意があると述べ、
1427	79	〃	12～ 13	所有者名等事実をよく究明し、軍令に関係なく本来韓国人の所有するものであれば返還の要求に応ずることを考慮する考えであるが、所有者名、金額等についての事実関係の究明は非常に困難な仕事になるであろう。 (b)現物分 現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。

〃	〃	〃	13	双方の納得する金額を基礎として、
〃	〃	〃	15	国の負担となっていたもの(国庫支弁の分)以外、 軍人恩給復活の時期との関係よりして増加恩給のごとき特殊なものを除き、支給の余地はない。軍属は、いわゆる未復員者給与法による支給以外には考慮できない。
〃	〃	〃	17	日本国籍を有していた間の増加恩給以外は
〃	〃	〃	45	請求権と無償援助とが重なり合ったものと経済協力の2本建を考えている
〃	〃	〃	54	請求権についてゆとりのある考え方を取り、請求権と無償援助とが重なり合ったようなものと経済協力の2本立てを考えている。
〃	〃	〃	55	請求権と無償援助の重なったものに関しよき名称はないかと質したので、
〃	〃	〃	87	請求権として日本側が支払いを認めうるものは、 精々数千万ドル
〃	〃	〃	88	請求権の解決ということではどうしても数千万ドルしか支払い得ない、
〃	〃	〃	91	請求権として7千万ドル、7千万ドル、1,500万ドル、1,500万ドル
〃	〃	〃	93	非公式にお話したことがあるのは事実である。
〃	〃	〃	98	韓国に対し請求権として支払うことのできる総額がやつと数千万ドルにすぎないといわれたことは、
〃	〃	〃	104	7,000万ドルくらい、7,000万ドル
〃	〃	〃	107	そうなれば実際に支払うものは恩給ぐらいだろうと述べた。
〃	〃	〃	118	0.8億ドル、0.7億ドル
〃	〃	〃	119	外相会談の際の0.7億ドルに1億ドル足した数字である
1531	80	6次 1152	10～ 11	が、韓国が分離国家として合理的に要求出来るものについては、日本は支払をなす必要がある。
1624	82	6次 1171	2	韓国官辺筋は屢次問題にしている。本気に取り上げる要はなからう。
1684	83	6次 1099	3	これがため小坂元外務大臣より韓国側に示されたことのある7億6000万ドルに改められることを強く望んでいる。(わが方より、その数字がいつ、いかなる場所で示されたものなりや思い当るところなしと述べたのに対し、先方は、確かではないが、小坂元大臣より軍事革命以前の頃に出されたものと思う旨述べた。)
1686	84	〃	27	ところ、日本よりの謝罪等は韓国国内の考え方をこのように改善する効果は殆んどなく、むしろ却って韓国側をして諸懸案の交渉において高姿勢ならしめ、その解決をますます困難とするであろう。
〃	〃	〃	35	A Japanese expression of regret, instead of transforming the Korean thinking along such a direction, would tempt the Koreans to adopt a

				higher posture in the negotiations of various questions and the result would be an added difficulty in the negotiations. (27 頁の邦文とほぼ同じ内容)
"	"	"	42	Such Japanese expression of regret, instead of transforming the Korean thinking along such a salutary and moderate line, would tempt the Koreans to adopt a higher posture to up their antes in the negotiation, thus adding twist and difficulty in the negotiation, to say nothing of bad aftertaste left on its part of the Japanese people.
"	"	"	49～ 50	Such expression of regret on the Japanese, instead of transforming the Korean thinking along a salutary and moderate line, would rather tempt the Koreans to adopt a higher posture to up their antes in the dealing with Japan, thus adding to twist and difficulty in the current negotiation, apart from lingering bad aftertaste to be left on the part of the Japanese people in general.
"	"	"	57～ 58	Such expression of regret for the past record on the Japanese part, instead of transforming the Korean thinking along a salutary and moderate line, would rather tempt the Koreans to adopt a higher posture to up their antes in their dealing with Japan, thus adding to twist and difficulty in the current negotiation, apart from lingering bad aftertaste to be left on the part of the Japanese people in general.
"	"	"	19	次頁不開示、今回開示されたが中身は不明、添付資料 16
1735	86	6 次 1102	3	終戦時価格 18 億 45 百万円
			4	郵便貯金 日本側見積額(南北鮮とも)368 百万円 簡易保険 日本側見積額(南北鮮とも) 96 百万円
1736	87	"	2	池田総理が朴議長に対し「個人の請求権については日本人並みに取り扱うという原則をもって支払う用意がある」と述べられているが、一例をあげれば」
"	"	"	46	現物のものについては、日本側としては、韓国側からの現物呈示を条件にその返還要求に応ずることを考慮する考えである。
"	"	"	49	前記の未払金として処理されるべきものとする。以下、軍人軍属数が開示。
"	"	"	50	このうち 2,945,298 円は支払済) 恩給局長裁定分 2,404 人 145,111 千円 朝鮮総督、道知事裁定分 5,632 " 261,468 " 計 8,036 " 406,579 "
1744	90	"	2～ 13	朝鮮人軍人軍属について不開示だった 12 頁が開示、添付資料 5

〃	〃	〃	15	厚生省勤労局の資料、1939～45年の移入朝鮮人労務者数、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
〃	〃	〃	16	朝鮮人労務者対日本動員数調、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
〃	〃	〃	17	移入朝鮮人労務者数(昭和20年3月末、)、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
〃	〃	〃	18	終戦時集団移入半島人 322,890名
〃	〃	〃	19	朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
〃	〃	〃	20	朝鮮人関係文官恩給計数、3次訴訟判決文で公開済みなので省略
1746	92	〃	3	国際先例をも勘案し、韓国人に対しても日本人並みの恩給支払いを行なうという考え方にも根拠があると思われる。
〃	〃	〃	5	他方、充分の裏付け資料がないにしても、相当多数の韓国人軍人軍属、徴用労務者がいたことはまぎれもない事実であり、また、これらに対して少なくとも日本人並みの恩給その他を支給すべきことは条理からも国際先例からも自然のことと考えられ、
			9～ 10	(3)交渉の過程において適当と認められるときには、次の2つの譲歩を行うことを考慮する。 (a)長期低利の経済援助は関係協定の批准後に初めて供与しうるものであることにかんがみ、調印(これと同時に国交正常化の予定)から批准までのギャップをうめる目的で、緊急経済協力として5,000万ドルまでの対韓延払い枠を認める旨の行政取極を行ない、国交正常化と同時に実施すること。(状況によっては、行政取極にまで至らず、「政治折衝が妥結すれば、これまで殆んど認めていない対韓延払い申請に対する許可を容易にする」旨口頭で述べる程度にとどめるのが適当かもしれない。) (b)日本の対韓焦付債権4,573万ドルを、将来の日韓貿易の拡大発展を希求するとの趣旨から、日本政府において放棄すること。
			11	相変わらず大蔵省、外務省の試算表が墨塗りのまま
1748	94	〃	6	右計画の内容には疑義が多く
1749	95	〃	1	大蔵案約1000万ドル、外務案約1億ドル
1752	96	〃	3	資産計11.6億、負債179万
			6	総額84億(現物32億、登録81億)
			7	重複6千万円、労働省関係で1億円
			8	未収金1.1億円中未払金96.7百万円
			9	総数667,484名、自由募集(約15万)、官あつせん(約32万)、国民徴用(約20万)、
				終戦時現在322,890名、66.7万、22万

			12	軍人軍属別復員死亡数
			15	文官 7,860 名 4 億円、本邦在住該当者に対し、計 294 万円
			17	日銀券 10,048 千円
1756	98	〃	17	次第であり、そのうち韓国人の分の取扱いについては話合いの用意がある。
〃	〃	〃	18	その引渡しを条件として支払いを行なう用意がある。 軍令に関係なく本来韓国人の所有するものについては支払う用意がある。
〃	〃	〃	19	日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払う用意がある。
〃	〃	〃	20	韓国人分と確認される未収金については、支払いを行う用意がある。
〃	〃	〃	21～ 22	但し、これら労務者の内には、気の毒な事情にあつたものも相当数いたであらうことは十分認識している次第であり、多少の考慮はする積りである。
〃	〃	〃	24	日本人同様支払う用意があり、既に事務折衝においてこの旨申し述べた次第である。 何等かの考慮を払いたいと考えている次第である。
〃	〃	〃	25	税関寄託金および未決済鮮銀券については韓国側の請求額を支払う用意があるが、
〃	〃	〃	30	もつとも日本側としてはこれら法人の残余在日財産の処分にあたり、とりあえず旧株主の権利は留保しているので、本会談の推移如何と睨み合わせて適切な処理を行なう用意がある。
〃	〃	〃	31	その引渡しを条件として支払いを考慮できるが
〃	〃	〃	32	日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払うことも考慮できるが、
〃	〃	〃	36	平和条約発効時までの分を支払うことは考慮できる。
〃	〃	〃	37	税関寄託金および未決済鮮銀券については支払を考慮できるが、
1757	99	〃	13	もつとも日本側としてはこれら法人の残余在日財産の処分にあたり、とりあえず旧株主の権利は留保しているので、本会談の推移如何と睨み合わせて適切な処理を行なう用意がある。
〃	〃	〃	14	その引渡しを条件として支払いを考慮できるが、
〃	〃	〃	15	日本銀行券及び日本政府紙幣の現物の提示があればこれを支払うことも考慮できる。
〃	〃	〃	19	平和条約発効時までの分を支払うことは考慮できる。
〃	〃	〃	20	税関寄託金および未決済鮮銀券については支払を考慮できるが、
1764	102	〃	1	2 億乃至 3 億ドル、(下段に手書きで)輸銀基金 借入金 2(6.5%):政府出資金 (0) 783 億円 1174 億円 基金 全額政府出資(資金コスト 0)

1766	104	〃	2～3	<p>(1) 予備交渉において、韓国側が(現在の 6 億ドルから)4 億ドルまで下がることを確認した場合は、わが方より第 1 案を提示する。</p> <p>(2) 予備交渉において、韓国側 3.5 億ドルまで下がることを確認した場合は、わが方より第 2 案を提示する。この第 2 案の提示をもって予備交渉は終了とする。その時期は大平大臣訪米出発の 9 月 15 日までを目途とする。</p> <p>(3) 大臣帰国(10 月 7 日)後に、政治折衝を開き、第 3 案により最終的に妥結することとする。</p>
1769	106	〃	1～2	<p>(1) 無償供与 2.5 億ドルの場合(焦付債権を差引けば実際の支払額は 2 億 0427 万ドルとなる)</p> <p>(i) 年 2,500 万ドルずつ 8 年間、9 年目は 427 万ドル支払う場合 1 億 6,722 万ドル</p> <p>(ii) 年 3,000 万ドルずつ 6 年間、7 年目は 2,427 万ドル支払う場合 1 億 7,348 万ドル</p>
〃	〃	〃	2	<p>2 億 5,427 ドル</p> <p>(i) 年 2,500 万ドルずつ 10 年間、11 年目は 427 万ドル支払う場合 1 億 9,741 万ドル</p> <p>(ii) 年 3,000 万ドルずつ 8 年間、9 年目は 1,427 万ドル支払う場合 2 億 0,642 万ドル</p>
1771	108	〃	2	460 億、40 億円、4 億、4 億 5,000 万、4 分、4 分 2 厘
〃	〃	〃	3	4 分、20 年
1775	110	〃	1～2	日韓の請求権の処理について、不開示だった 2 頁が開示、添付資料 6
1787	112	6 次 1156	38	ただ先方の国際司法裁判所付託に対する強硬な反対にかんがみ、右以外の方法でかつ、最終的、決定的解決の方法と称しうる方式をも研究し置く要がある。
			58	訓令のライン以上の成果を挙げることを希望した金大使の圧力の結果であるとみられる。
			59	金大使がもっと甘い案で大丈夫だというので、それを信じてしまったと後で怒ったという情報がある。
1792 の 1	113 の 1	6 次 1154	1	以前開示されていた米大使館グライステーション書記官の名前が今次墨塗り
			102	同じことを 2011 年に開示でもしている。
				第 1 点は請求権の最終妥結金額は 8 億ドルよりもはるかに少ないものにならざるを得ないであろうとの意見は一般的であり、(It is generally accepted that the amount ought to be much less than 800 million dollars, though were than what you had in mind.) 日本側が示したといわれる金額(5 千万ドルとグ書記官は指していると思われる)を超えることは確かであるが、この意味で、日本側として韓国側と十分話合う基礎があると考えられる。

1792 の2	113 の2	〃	12 13~ 14	個人の請求のみを支払うという、 個人の請求に対してのみ支払よなすという 個人的な請求にかかわるものについて
1795	114	6次 1172	5 6	請求権として支払いうるものは5000万ドル(伊関局長に念を押ししたので、同局長より、外務省の計算では8,000万ドル位になるだろうと答えた)位で、 これが 之は結局無償経済援助となるであらう。 が、これが無償援助を指すものと了解している。
1796	115	〃	22 23	日本側は7000万ドル~7500万ドル… しかも請求権処理のための金額は極めて少額であり(ファイル未入手)
1798	116		5 6	…少しは穏健な指導者が… …国民を圧制のもとに… (ファイル未入手)
1799	117	〃	4	日本が7千5百万ドル(大使は7千万ドルではなく、繰返し7千5百万ドルとの数字を挙げた。)との数字を固守し、 7千5百万ドル
1800	118	〃	5	7千万ドル、7千万ドル
〃	〃	〃	6	7千万ドル、1億ドル
1802	119	〃	4	7千万ドル
〃	〃	〃	5	なお、伊関局長より、7千万ドルは最大限で、大蔵省は1千万ドルといっている次第であると述べた。
1806	120	〃	2	1.5億ドル (ファイル未入手)
1821	121	6次 1165	23~ 24	(自分のきいたところでは、郵便貯金はある程度書類でそろそろうだが、徴用労務者は生きているのか死んでいるのかもわからず、また韓国側はうけとった金を本人に渡すのかどうかもはっきりせず、さらに、恩給について平和条約発効後をどうするかという問題もあり)
〃	〃	〃	26	死なない限り
〃	〃	〃	49	自分のきいたところでは、郵便貯金はある程度書類がそろそろうだが、徴用労務者は生きているのか死んでいるのかもわからずまた、韓国側はうけとった金を本人に渡すのかどうかもはっきりせず、さらに、恩給について平和条約発効後をどうするかという問題もあり、
〃	〃	〃	51	死なない限り

1823	122	〃	1～5 10～ 11 21	<p>5 頁開示されたが、なぜこれを隠す必要があるのか不明、添付 16</p> <p>3.全体の印象として金部長は有能であり韓国の将来と云うことを真剣に考えている人物と云えるであろう。軍政権の中心人物であることに間違いはないが、朴議長の右腕と云えるか、その辺の関係はどうも良く分からない。(了)</p> <p>配布先 大臣、次官、外務審議官、黄田大使、官房長、亜、米、政、経、情各局長、亜参、米参、政参、總、亜北、中、米北、欧東、情道、内、外</p> <p>(3)独島(竹島)問題に関し、金部長が ICJ 提訴のみが本件の唯一の解決策と思われるかと質したのに対し、池田総理は世間の関心が消え失せるまで、そつとそのままにしておくのも一案かもしれないと答えた。 (若干、重要か?)</p>
1824	123		4 30 88	<p>(欄外の手書き)△日本の国内不満をも考慮し、長期低利の借款は※</p> <p>また、この方式が双方の面子を保ちつつ問題を一時棚上げにし、会談全般が本件のために頓挫することを避け得る効果のあることを指摘する。</p> <p>(無償供与)</p>
1839	124	6 次 1186	35	<p>未払給与など個人的債権で日本政府として払う用意があるものは、</p>
1847	126	〃	32～ 33	<p>(例えば総督府のクレームが含まれる)これに対し中川大使より、将来北鮮が総督府のクレームを主張したとき日本はそれはもう片づいているといい切れないのではないかと疑問が提出された。これに対し条約局長より、総督府のクレームは全て片いた(ママ)という立場で第三項を書いており、大韓民国政府が総督府のクレームを全部受けとったといい切った方がいいと思うと述べられた。 閲覧記録のリストから漏れている。</p>
1851	127	〃	20 36	<p>欄外に竹島問題の処理についての手書き、約 8 文字。墨塗りのまま</p> <p>(上部欄外に手書き)・・・竹島について批准手続をつけることになるか問題。ないとき、どうなる。竹島を list up するか否か?</p> <p>(左部欄外に手書き) 領土問題についての協定は国会に出さねばならぬが、政治問題として扱いを変える要あらう。</p>

1881	128	6次 1175	32 116	<p>日本として支払うべきものとなるのであるが、その支払いの具体的金額を決定するに当たっては、</p> <p>竹島問題、相当重要か?原文は、添付資料 18 (次の 117 頁英文まで)</p> <p>竹島</p> <p>竹島問題を国際司法裁判所へ付託する際の手続について(昭 37.2.24)</p> <p>日韓両国が竹島問題を国際司法裁判所へ付託するための手続としては、下記のとおり、(1)韓国が国際司法裁判所の管轄権を受諾し、その判決に従う旨の宣言を行ない、且つ、(2) 日韓両国が竹島問題を付託することについて特別合意書を作成しなければならない。</p> <p>従つて、現在の段階において、韓国による応訴を確実ならしめるためには、韓国側より厳密な内容の合意を取付ける必要がある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.わが国は国際司法裁判所規定の当事国であるが、韓国は当事国でないので、竹島問題の付託にあつては、韓国が裁判所規定第 35 条第 2 項(裁判所をその他の国に開放する条件は安保理事会が定める)に基づき、1946 年 10 月 15 日安保理事会が採択した決議(テキスト別添)による次の条件を受諾する宣言を行なうことが前提要件となる(決議第 1 項)。</p> <p>(1) 裁判所の管轄権を受諾すること。</p> <p>(2) 裁判所の決定に good faith をもつて従うこと及び国連憲章第 94 条に基づく義務(一方が裁判所の判決による義務を履行せざるとき他方は安保理に訴えることができる)を受諾する。</p> <p>このような宣言は、竹島問題のような個々の特定の事件について行なわれる particular declaration でもよく、あるいは竹島問題に限らず、全ての紛争について、もしくは特定の種類の紛争について裁判所の管轄を受諾する general declaration でもよい(決議第 2 項)。</p> <p>2.前記の宣言は、国際司法裁判所が同裁判所規定の非当事国に対して開放される条件にすぎないから、日韓両国が竹島問題を裁判所へ付託するためには、さらに、裁判所規定第 40 条第 1 項により、両国の間で、事件の付託についての特別の合意(special agreement)がなされ、これが裁判所書記に対して通告されなければならない。かかる特別の合意には紛争の主題及び当事者が示されていなければならない(裁判所規定第 40 条第 1 項)が、このうち「紛争の主題」をいかに表現するかは最も慎重な考慮を要する。すなわち、わが国として例えば、(英仏間のマンキエー及びエクレオー島事件間の際の合意書のごとく)「竹島の主権が日本国に属するか韓国に属す</p>
------	-----	------------	---------------	--

			<p>るか」のごとき表現を主張しても、韓国としては例えば「1952年1月18日(李ライン宣言)以降韓国が竹島を支配している事実は国際法に反しないか」というごとき表現を主張することもありうべく、その表現如何は、判決の及ぶ範囲のみならず、わが国の勝訴の可能性にも影響するからである。</p> <p>なお、特別の合意の通告と同時に日韓両国は法廷における各自の訴訟代理人(agennt)の氏名を通報しなければならない(裁判所規則第35条)。</p> <p>(参考)</p> <p>わが国は、現在国際司法裁判所に裁判官(田中耕太郎博士)を送っているが、韓国は自国の国籍裁判官を有していないので、裁判所規定第31条第2項に従い韓国は裁判官を送ることができる。両国の裁判官は、他の裁判官と全く平等な条件で裁判に参加する(裁判所規定第31条第6項)。</p> <p>裁判所の決定は、出席裁判官の過半数による。可否同数のときは、裁判長(現在ポーランドのウイニアルスキー)が決定する(裁判所規則第55条)。</p> <p>なお、訴訟手続進行中いかなる時においても、訴訟当事国は、自己の権利保護のため、裁判所による中間措置(interim measures of protection)を要請することができる(裁判所規則第61条)。</p> <p>また、裁判所自体も必要と認めるときは、自ら訴訟当事者の権利保全のためにとるべき暫定措置(provisional measures)を指示することができる(裁判所規則第41条)。</p> <p>(なお、わが国は、1958年9月15日、国際司法裁判所規定第36条2に基づき、裁判所の強制管轄を承認する宣言を行なっているが、この宣言に基づく義務的管轄権は同様に強制管轄権受諾の宣言を行なった国との関係でしか適用されない。また仮に韓国が同様の宣言を行なったとしても、わが国の強制管轄権受諾宣言は、裁判所付託を義務的と認める紛争を「宣言の日付以後の事態又は事実に関して同日以後に発生する全ての紛争」に限定しているから、わが国が竹島問題を同宣言にいう紛争のカテゴリーに含まれると解することはできないと考えられる。)</p>
--	--	--	--

1882 の1	129 の1	6次 1178	9 36 60 102	4億 4億ドル 1.7億ドル、0.7億ドル、1億ドル 1億5000万ドルが4ヶ所
1882 の2	129 の2	6次 1169	53	(竹島問題)いわば両国の主張を折衷した形で(1)国交正常化後例えば1年間日韓双方の合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しない場合には、(2)本問題を国際司法裁判所に付託することとするのが最も適当と考える。
1882 の4	129 の4	〃	19	国交正常化後、たとえば1年間、日韓双方の合意する調停機関による調停に付し、これにより問題が解決しない場合には、(2)(下の部分は墨塗りのまま)
1892	131	〃	7～ 11	不開示だった5頁が開示、添付資料7
1914	134	6次 1178	3 4 5 34 39 60 70 71	(目次) 日本側として容認し得る範囲 2ヶ所 日本側として容認し得る範囲 11ヶ所 と日本側容認額 日本側として容認し得る範囲 10億円 日本側として容認し得る範囲 朝鮮人外地在住者引揚の人数(昭24.4.1現在) 豪州地区 3,051 中国 58,924 関東州 2 台湾 3,449 ハワイ 2,647 香港 302 樺太・千島 55 満州 11,609 蘭印 454 北仏印 120 太平洋地区 14,014 比島 1,408 琉球諸島 1,757

				シベリヤ地区 150 東南アジア地区 7,401 計 105,343 日本側として容認し得る範 102 頁外務省と大蔵省の資産額が墨塗り
1915 の 2	135 の 2	6 次 1176	14 28 55	軍人、被徴用者の未払金支払(約 2 億、ただしすでに積立済または民間払いであるから予算措置の要はない) 10 億円 "
同 3	同 3	"	41	思い上った
1916	136	"	42 49 70	ただし恩給、未払給与等特別のものについては右にかかわらず支払う。 その際あわせて日本側が韓国に未払給与、恩給等、特殊なものを支払い、多額でなければある種のもの返還する用意がある」